

## ヨーロッパにおける地域制自然公園制度の展開過程 —「制度の成長」と「ルネッサンス」—

土屋 俊幸（東農工大院）

### はじめに

本報告では、地域における各主体間の合意形成を基盤として、自然環境の保全と持続的な地域振興（その中心は観光開発である）を同時に図っていくための戦略的ツールとして、地域制自然公園を捉え、そのヨーロッパにおける展開の特徴を明らかにしたい。

これまで、われわれは、アメリカ合衆国の国立公園を代表とするいわゆる営造物公園を自然公園の理想的な形として描き、地域制自然公園は「亜流」という捉え方をすることが多かった。しかし、多様な土地所有の存在を前提として、規制と誘導、さらには関係主体間のパートナーシップというというはるかに洗練された手法で、持続的な地域経営を行おうとする地域制自然公園は、非常に現代的なシステムであると言える。

さらに、地域制自然公園は、多様な土地所有、多様な経営体の存在を前提にしているから、意思決定は地域の広範な利害関係者（ステイクホルダー）間の合意形成に依る必要がある。各レベルの行政、企業、町内会・自治会等の住民団体、NPO、各種の自主的な市民・住民団体、そして個人が、地域において、良好な自然環境を持つ土地の保全、希少な動植物及びその生息地の保護、良好な自然・歴史・文化景観の保全、エコツーリズム・グリーンツーリズム等による地域振興・地域活性化などの地域の抱える諸課題について、協議し、方針を決め、分担して実行するという仕組みは、まさに昨今言われている「地域環境ガバナンス」の典型例と言える。

### 「ルネッサンス」と「制度の成長」

ヨーロッパでは、この30年ほどの間に、自然公園に対する考え方が大きく変わって来たように思われる。地域制自然公園のシステムを評価し、積極的にそうした地域を設立して行こうという考え方が、ヨーロッパで同時並行的に起こっている。こうした現象を「地域制自然公園のルネッサンス」と呼ぼう。それは大きく言えば、隔離主義から融合主義へのパラダイム転換と言える。

ではそうしたパラダイム転換がどのような手段で行われたかであるが、それは、イングランド・ウェールズで典型的なように、規制力、自治力のない非常に「弱い」制度から始まり、徐々に「強い」制度に「成長」することを通じて成し遂げられたのだった。同様の過程はイタリアでも見る事ができる。

### おわりに

パラダイム転換と日本において2007年に公表された「国立・国定公園の指定及び管理運営に関する提言」との関係を考えるならば、「提言」は欧米の動向の延長線上に位置づけられるものであることがわかる。そうした同時性は、人口が稠密な地域に成立した高度な資本主義国・地域である以上、ある意味当然なことだった。

しかし、現実に日本で、「提言」の内容を実現するには多くの障害があり、またヨーロッパの「ルネッサンス」の内容とも隔たりがある。日本においても、不断の「制度の成長」が図られる必要がある。